

無人航空機(ドローン)操作講習会の実施

1. 日時 平成29年8月31日(木) 10時00分～16時00分
2. 概要 近畿地方整備局港湾空港部では、災害発生時に港湾施設の状況を速やかに確認するための手段の一つとして、無人航空機(以下、ドローン)を活用することとなり、このたび1号機が当センターに納入されました。
納入にあわせ、座学教育並び実技演習による操作講習会を実施し、センター職員だけでなく、管内の事務所からも参加者を募り、知識と技術の習得を図りました。
なお、当センターが所在する空域(屋外)でドローンを飛行させるには、あらかじめ大阪航空局長による「許可・承認」が必要で、その申請にあたっては10時間以上の飛行経験が必須とされているため、今回の実技演習は「許可・承認」が不要である屋内(外部倉庫棟内)において実施しました。
今後、センター職員は屋内での飛行訓練を重ね、「許可・承認」を得た後、堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点内の緑地で飛行させることを目指します。
また、順次、港湾空港部並びに事務所職員にも訓練者を拡大し、より多くの職員によりドローン操作が可能となるよう取り組んでいくこととしています。



支援施設棟会議室での座学教育



外部倉庫棟での実技演習

